

平成30年第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成30年5月28日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第32号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第33号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第34号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第35号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)

議第36号 専決処分について(部活動顧問の委嘱について)

議第37号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第38号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 4. 1付

議第39号 専決処分について(見附市学校給食センター条例施行規則の制定について)

議第40号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 5. 1付

議第41号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について)

議第42号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第43号 見附市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制

定について

議第44号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第45号 個人演説会等における施設設備の程度および納付すべき費用の額を改正
する告示の制定について

議第46号 平成30年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案に
ついて

議第47号（追加議案） 専決処分について（見附市放課後児童健全育成事業実施要
綱の一部を改正する要綱の制定について）

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼こども課長	長 谷 川 仁
教育総務課長	吉 原 雅 之
学校教育課長	阿 部 桂 介
まちづくり課長	曾 我 元
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菰 澤 毅 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課副主幹	小 此 鬼 明

14時10分開会

教 育 長

只今より、平成30年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1 伊達市移動教室についてを学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「伊達市移動教室について」について、ご報告いたします。

今年度は6月6、7日に今町小に、伊達市の月館小5、6年28名、小手小5、6年10名の計38名の児童を受け入れます。今年度で7回目となります。

5月11日には伊達市より3名の教育委員会職員及び学校職員が訪問し、打合せを行いました。伊達市の児童が、のびのびと屋外で活動するとともに両市の児童の交流を一層進めたいと考えます。

ちなみに昨年度も6月に上北谷小、新潟小に伊達市の4校合計29名の児童を受け入れました。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に移ります。

ここで、当初の報告事項には無かったのですが、通学時の見守り体制等について、追加の報告事項がありますので、教育総務課長ならびに学校教育課長から説明願います。

教育総務課長

追加報告をさせていただきます。

新潟市で発生した女子児童殺害事件により、児童、生徒の登下校時などの防犯対策が全国的に注目されています。このことに関して、市で現在行っている対策についてご報告いたします。まず、これまで行ってきた対策ですが、日頃の登下校時には、コミュニティなどの地域の方々や保護者による登下校時の交通安全の見守りボランティアを行っていただいています。また、市では毎年4月に、不審者の防犯訓練を小学校持ち回りで実施しています。今年度は4月23日に、新潟小学校を会場に、見附警察署の協力のもと実施いたしました。その他、市内で不審者が出没した場合には、見附市緊急情報メールにより、迅速な情報提供と注意喚起を行っているところです。

今回の新潟市での事件を受けて、見附警察署では、児童生徒の登下校時のパトロールを強化し、犯罪抑止に取り組んでいます。また、教育委員会としても各学校に対応を指示しているところです。具体的な内容については、学校教育課長よりご説明いたします。

学校教育課長

事件発生を受けて、学校教育課では、改めて児童生徒の安全確保について確認・指導を行うように学校に指示しました。重ねて、県教育委員会からの通知により、児童生徒への指導事項及び保護者等への協力依頼を指示しました。

指示した内容は次のとおりです。

- ① 審者対応「いかのおすし」と「こども 110 番の家」の再確認をすること
- ② 児童生徒が登下校時やその他の時間帯に一人で行動しないこと
- ③ 地域の安全マップについて再確認すること
- ④ 通学路を通り、暗くなる前に帰宅すること
- ⑤ 地域への見守り活動の強化をお願いしたり、教職員で巡視したりすること
- ⑥ 家庭で自分の身を守ることにについて具体的に話し合うようお願いすること

この6つの項目について指示をしました。

報告は以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

対策として6点あげてもらったわけですが、実際には「一人で行動しないこと」というのは難しいのではないかと考えますが、具体的にはどのような指導を行うようにするのですか。

学校教育課長

登下校については集団登下校又は同じ方向の子どもがいれば2名以上で下校するなどの対策になりますが、小林委員ご指摘のとおり最終的には一人で行動することになってしまうということが生じてしまう現実があります。

そういう場合に、子どもたちだけでは犯罪防止対策を行うのは難しいと思いますので、地域の力や保護者の方の見守り等の協力をお願いして、少しでも子どもたちが一人になる時間、区間を最低限にするということで、各学校で地域、保護者の方にご理解、ご協力をお願いし見守り体制を作っていただいていると認識しているところでございます。

教 育 長

葛巻小学校では、この一週間に「学校だより」の中で、地域で見守り隊を増やしてもらえないか、あるいは地区ごとに見守りボランティアを置いていただくようお願いをしている「学校だより」を見ました。恐らくどの学校でも同じような対応をしているのではないと思います。

他に質問はございませんか。

齋 藤 委 員

実際、どこの学校も見守りボランティア募集等の働きかけをお願いしていますが、ボランティアの人数は増えているのでしょうか。

学校教育課長

具体的な人数については把握しておりませんが、校長先生方との話の中で、今年度の話ではありませんが、ある学校では、地域の方に対して、校長先生から「登下校について心配の点がある」という主旨のご相談をしたところ、「学校が困っているのであれば、できる範囲の中で登下校時の見守りに協力しよう」という話になり、見守りボランティアにご協力いただいたということがあったと聞いております。このように地域の方からできる範囲でご協力をいただいている現状で、ボランティアの数が減って困っているということは聞いたことがないので、現状維持かどちらかと言えば、増えている方向にあるのではないかと思います。ただ、先ほども申し上げたとおり、具体的な人数は承知しておりません。

齋 藤 委 員

見附市の場合、朝については集団登校だと思うが、下校については集団下校なのか。低学年中心なのか。

学校教育課長

帰る時間帯が小学1年生、2年生は同じような時間帯になるので、同じ方向の子

どもたちがまとまって帰るようにしています。それが集団下校の定義に当てはまっているのかということはありませんが、帰り道が同じ方向の子どもたちについてはできるだけ複数で帰るように指導しております。

齋藤委員

一時、学年ごとの集団下校も行っていたと思いますし、他市ではスクールバスの活用なども考えていたようですが、結局は一人になってしまう時間帯がどうしてもあるため、本当に難しい問題だと思います。

小倉委員

今話を聞いていて、地域の見守りはもはや必須なのかなという感があります。新潟の事件も家の直前で起きたことなので、防ぎようがないところもあると思います。やはり地域の方の見守りは重要だと感じます。

先日、葛巻小学校の子どもが通りすがりの人にあいさつをしたところ、その相手がおかしな行動をしたという事案があり、あいさつしたことが結果として裏目に出してしまったということで、子どもたちはあいさつすること自体が怖くなるようなことがあったと聞いています、そういう点から言えば、地域の方も常に同じ方が同じ場所で見守ってくれると、子どもたちも顔見知りになり安心できるのかもしれませんが、たまに時間の空いているときに見守りをしようとする、子どもたちから逆に不審者に思われてしまうのではないかと感じ、ボランティアに協力したくても遠慮してしまう方もいらっしゃるのではないかと感じます。とは言え、ボランティアの方に帽子やタスキ、ベストを渡したりして、学校に登録してまでボランティアするのは気恥ずかしいと思う方も多くいらっしゃると思います。

このような難しい問題もありますが、なにか学校と地域が連携できる仕組み作りが必要と感じます。

学校教育課長

まずは新潟の事件について、家に着く直前で起きてしまったということで、どこまで保護者や地域の力が及ばせられるのかという難しい点があるかと思いますが、学校では最終的には「自分の命は自分で守る」ということで、不審者への対応を指導していますし、不審者から避難する訓練も行っております。例えば大声を出すとか、叫んだりとか、不審者から自分の身は自分で守るという、そういう力を身に付けさせる必要があると考えております。

ボランティアの方については、子どもたちも地域の方なのか不審者なのか見分けが付きにくいのが実情だと思います。確かに帽子や腕章などを身に付ければわかりやすいとは思いますが、子どもたちも地域の方たちもお互いに積極的にあいさつを交わすことで関係性を確認できるのかなと思います。学校から情報を発信していくことが大切なことかなと思います。

以上です。

齋藤委員

やはり、子どもと地域の方の関わりに大切なのは互いのあいさつだと思っております。先ほどの話で、あいさつがきっかけで不審者に関わってしまったということもあるかもしれませんが、基本的にはお互いのあいさつからはじまって、顔見知りになってネットワークを構築することが、子どもたちを守ることに繋がっていくことになると思います。そういう点でもあいさつは大切なものだと思います。

教 育 長

はい。ありがとうございました。他にありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようなので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

次に移ります。

日程第3 議第32号 専決処分についてから議第37号 専決処分についてまでを議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第32号専決処分についてでございます。

次のページの専決第3号をご覧ください。学校運営協議会委員の委嘱について平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。3ページ別記名簿にあるとおり、146名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認をお願いいたします。任期は平成31年3月31日までの1年とするものでございます。

次に議第33号専決処分についてでございます。

次のページの専決第4号をご覧ください。見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。8ページ別記名簿にあるとおり、人事異動等により3名を委員として委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は前任者の残任期間である平成31年3月31日までとするものでございます。

次に議第34号専決処分についてでございます。

次のページの専決第5号をご覧ください。見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。11ページ別記名簿にあるとおり、委員18名、相談員17名を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は平成31年3月31日までの1年とするものでございます。

次に議第35号専決処分についてでございます。

次のページの専決第6号をご覧ください。見附市青少年指導員の委嘱について、平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。人事異動等により14ページ別記名簿にある6名に委員を委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は前任者の在任期間の平成31年3月31日までとするものでございます。

次に議第36号専決処分についてでございます。

次のページの専決第7号をご覧ください。部活動顧問の委嘱について、平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。17ページ別記名簿にあるとおり、10名を部活動顧問に委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は平成31年3月31日までの1年とするものでございます。

次に議第37号専決処分についてでございます。

次のページの専決第8号をご覧ください。見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について、平成30年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。20ページ別記名簿にある5名を委員に委嘱することについて専決処分いたしましたので、承認願います。任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

部活動外部顧問の件についてですか、各学校から要望が多いと以前の会議でもお聞きしたところですが、例えば見附中学校ではソフトテニス部に3名、今町中学校

では野球部に2名というように、各学校への人数が様々なのですが、なにか理由があるのですか。

学校教育課長

基本的に同じ部活に複数の外部顧問の方がいらっしゃる場合は、お引き受けいただく外部顧問のご都合により、複数体制をご希望されているのでそのような対応となっております。したがって、同じ学校、部活で2名体制のところは、実質的には1名ということになります。

教 育 長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本6案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本6案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第38号 専決処分についてから議第40号 専決処分についてまでを議題といたします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

21ページをお願いします。議第38号 専決処分についてご説明します。

22ページをお願いします。専決第9号、見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いする

ものでございます。現在の学校給食センターの運営委員について、4月の教職員の異動に伴い、ご覧の2名の校長先生について委員の委嘱替えを行うものでございます。4月1日専決とし、任期については前任者の残任期間の平成30年4月30日までとするものです。

続きまして23ページをお願いします。議第39号、専決処分についてご説明します。

24ページをお願いします。専決第10号、見附市学校給食センター条例施行規則の制定について、5月1日付けで専決処分いたしましたので、教育委員会の承認をお願いするものでございます。

制定の理由でございますが、平成30年4月1日より施行された見附市学校給食センター条例を運用するにあたり、円滑な施設運営に必要な詳細事項を定めるものでございます。

条文の主な内容についてご説明します。第1条には規則制定の趣旨を、第2条には給食センターの運営に必要な給食費の会計等を行う運営委員会の委員を定め、第3条から第6条では運営委員の任期、役員、会議の招集等に関する事項を定めています。第7条から第10条では、給食調理を行わない時間帯を民間業者が使用するために必要な使用部分や使用申請、許可等に関する事項を定めています。第11条では使用に係る光熱水費は使用者が負担する旨を、第12条では使用に係る教育委員会への報告に関することを定めています。第13条から第15条は、民間事業者に貸付をする部分の契約等に係る事項を定めています。5月25日に今年度の第1回学校給食センター運営委員会を開催する必要があったことから、5月1日の専決とし、附則におきまして同日から施行するものでございます。

続きまして28ページをお願いします。議第40号、専決処分についてご説明します。

29ページをお願いします。専決第11号、見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について5月1日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。前段の学校給食センター条例施行規則の制定についての議案で説明いたしました、新給食センターの運営委員として、30ページの名簿に記載した小中特別支援学校13校の校長およびPTA代表それぞれ13名と、学識経験者として長岡保健所長の計27名について、ご覧の方々を委員として委嘱するものです。5月1日専決とし、任期については平成30年5月1日から平成32年4月30日までの2年間とするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第41号 専決処分についてを議題といたします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

31ページをお願いします。議第41号 専決処分についてご説明します。

32ページをお願いします。専決第12号、見附市社会教育・スポーツ推進審議会の委嘱についてであります。委員としてお願いしている団体の代表の交代に伴う委嘱替えでございます。学校教育関係者から市PTA連合会長の廣井信彦さんを、社会教育関係者から市育成会連合会長の山口真美さんを5月1日付で委嘱しましたので承認をお願いするものです。任期は平成32年3月31日までとなります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に移ります。ここで、事務局から追加議案の要請がありましたので、よろしく
お願いいたします。本日、配付させていただきました、議第47号 専決処分につ
いてを議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼こども課長

議第47号 専決処分について説明致します。

1枚はぐって頂きまして、専決第13号見附市放課後児童健全育成事業実施要綱
の一部を改正する要綱を平成30年4月1日付で専決処分致しましたので、ご承認

を頂くものであります。同要綱は、保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後での遊びや生活の場を提供する学童保育に関して、必要な事項を定めるものであります。要綱第2条に定める別表では、市内放課後児童クラブの名称と実施場所を定めてございますが、このたびの改正は、これまで計8箇所の学童クラブに加え、お示ししております「豊愛 Nagino Riverside Club」、通称「NRC」が、本年4月1日から新たに開設したことに伴い、別表に同クラブを加えるものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に議第42号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼子ども課長

33ページをご覧ください。

議第42号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に、本案改正の理由についてであります、「第7次地方分権一括法」の公布に基づき、厚生労働省の省令であります「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」のうち、放課後児童支援員に必要とされる基礎的な資格要件が緩和されることになりました。このことから、当該省令を本市の条例で引用しておりました放課後児童支援員の資格要件を省令の改正に伴い、規定の改正を行うものであります。

次に、改正条文について説明致します。

放課後児童支援員の資格認定は、都道府県が行うこととされ、その認定資格研修への参加については、厚生労働省の省令により、その要件が定められ、本条例第10条第3項で、これを引用しております。このたびの改正は、次に申し上げます二点でございます。

一点目、条例第10条第3項第4号の改正は、教諭となる資格をもって、放課後児童支援員の資格者とする、これまでの基準省令の趣旨に沿って、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されたことに伴い、改正された教育職員免許法の条文と、整合を期するため、基準省令改正に倣い、「教育免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。

二点目は、条例第10条第3項第10号の改正として、放課後児童支援員認定資格研修受講のための基礎的要件、及び放課後支援員としての資格取得の要件を緩和する目的として、新たに省令により、加えられたものであります。

条文第10号は、5年以上の事業の従事経験を有することを条件とし、「市町村長が適当と認めたもの」と明示しております。この、「市町村長が適当と認める具体的要件」としましては、これまで高等学校以上の卒業資格者に限り、研修

会への参加など、これまで基礎的な資格として認めてきた要件を、中学校卒業資格者までに拡充し、優秀な人材を放課後児童支援員として、広く登用することを趣旨に、省令を条例に引用し規定してございます。

附則と致しまして、この条例の施行期日を公布の日からと定め、平成30年4月1日から適用とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

資料34ページの新旧対照表で、第10条第3項第4号、教員の資格要件についてお聞きしますが、現行と改正後について具体的にはどのような改正がされたのですか。

教育部長兼こども課長

第10条第3項第4号については、現行も改正後も主旨は同様ですが、平成21年度から教員免許自体の更新が必要と改正されましたので、その改正に沿った形で条例も改正したものです。

教 育 長

他にありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第43号 見附市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてから議第45号 個人演説会等における施設設備の程度および納付すべき費用の額を改正する告示の制定についてまでを議題とします。教育部長に説明を求めます

教育部長兼こども課長

議第43号 見附市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

本件改正理由は、3月教育委員会定例会の際に、既にご承認を頂きました議案同様、身体的な性別に強い違和感を抱く、性同一性障害のある方々に配慮し、また、個人情報の収集を最小限にとどめる個人情報の観点から、この要綱に定める第3号の申請書類等の様式から、性別欄を削ることを主たる目的とするものであります。

附則と致しまして、施行期日を公布の日とし、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

続きまして、議第44号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

この要綱は、特別に支援を必要とする要保護児童とその保護者、又は、出産後の子どもの養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦の早期発見、並びに適切な支援を図るために設置を致します「見附市子ども支援対策地域協議会」について、その組織と運営に関し定めてございます。

このたびの改正は、本要綱第4条第2号で定めます別表第2の実務者会議を構成

する機関中、保健医療機関に区分される「長岡助産師会（助産師）」を「見附市教育委員会こども課（助産師）」に改正するものがございます。

改正の趣旨としましては、これまで長岡助産師会を通じ、派遣頂く助産師により、業務を対応してきたところですが、今後は、こども課ネウボラに配置する助産師をもって、これら所管業務を行うことが可能と判断したため、所要の改正をお願いするものであります。

附則と致しまして、施行期日を公布の日とし、平成30年4月1日から遡及適用するものがございます。

続きまして、議第45号 個人演説会等における施設設備の程度及び納付すべき費用の額を改正する告示の制定についてご説明いたします。

この告示は、公職選挙法に定める個人演説会会場として使用できる公営施設のうち、学校及び公民館のほか、市町村選挙管理委員会が別に指定する施設として、公立保育園遊戯室を定めてございます。このたびの改正は、公立の見附保育園が本年4月1日から民営化されたことに伴い、指定する会場から、見附保育園を削るものがございます。

附則と致しまして、この告示の施行期日を公布の日とし、見附市選挙管理委員会が指定を解除致しました平成30年5月11日から適用するものがございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本3案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本3案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第46号 平成30年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案についてを議題とします。教育総務課長に説明を求めます

教育総務課長

41ページをご覧ください。議第46号、平成30年度一般会計予算（見積書）のうち教育委員会関係予算の原案についてご説明します。

42ページをお願いします。10款2項1目、小学校の学校管理費883万円の増額であります。本年3月1日の強風により、新潟小学校の屋上防水シートが剥離してめくりあがり、修繕のため、新たな防水シートを施工するための費用850万円、また、同じく3月1日に見附小学校の校舎の継ぎ目を覆う化粧板が強風により落下したため、この修繕に要する費用33万円の計883万円の増額をお願いするものです。また、今回は風害に伴う修繕のため、市が加入している『建物総合損害共済』より、修繕費の2分の1、441万5千円が給付される見込みです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

なお、議第42号は条例の制定でありますので、市議会に提出することといたします。

これにて平成30年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時58分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長 長谷川 浩司

議事録署名委員 小林 弘武

